

事務連絡  
令和4年6月15日

第1号対象事業者  
第2号対象事業者  
第3号対象事業者  
事務手続御担当者 各位

農林水産省畜産局  
牛乳乳製品課補給金企画班  
(独)農畜産業振興機構  
酪農乳業部生乳課

事業手続のオンライン申請の開始について（お知らせ）

平素から加工原料乳生産者補給金制度等に係る事業手続について、御協力を頂き厚く御礼申し上げます。

さて、農林水産省及び機構では、令和4年度からの事業手続の一部について、農林水産省共通申請サービス（eMAFF いーまふ）を活用したオンライン申請が可能となりましたので（※）、下記のとおりお知らせします。

なお、eMAFF の利用には、gBizID 取得センターへ印鑑証明書等を郵送し、アカウント（gBizID プライム）を取得する必要があります。アカウントの取得にあたり必要な手続きや eMAFF 利用に関する詳細につきましては、下記2のリンク先をご覧ください。

※ これまでの紙媒体及びメールでの申請も引続き可能です。

記

1 令和4年度から eMAFF で手続申請ができる事業

(1) 加工原料乳生産者補給金制度

《農林水産省に申請する手続き》

- ・ 令和4年度における対象事業の実績報告書（四半期ごと）
- ・ 業務規程変更の届出（指定事業者のみ）

※年間販売計画及び指定事業者の指定申請については、令和5年度から対応予定。

《農畜産業振興機構に申請する手続き》

・加工原料乳生産者補給交付金等交付事業に係る交付申請書等の一連の手続き

(2) 加工原料乳生産者経営安定対策事業（ナラシ事業）

・加工原料乳生産者経営安定対策事業（ナラシ事業）に係る交付申請等の一連の手続き

2 アカウムの取得方法及び eMAFF の利用手続き等について

(1) アカウムの取得にあたり必要な手続きのご案内（外部リンク）

<https://gbiz-id.go.jp/>

(2) eMAFF に関する詳細について（外部リンク）

<https://e.maff.go.jp/>

3 その他

(1) アカウムの取得（gBizID プライム）を取得される場合には、農林水産省又は機構の事業担当者に、御連絡いただくようお願いいたします。

(2) 独立行政法人農畜産業振興機構が実施する事業のうち、上記の事業以外で、令和4年度から eMAFF が利用できる事業については、令和4年5月30日付け「事業手続等のオンライン申請を開始します（お知らせ）」をご確認ください。

<https://www.alic.go.jp/content/001209566.pdf>

お問合せ先

○ 農林水産省畜産局

牛乳乳製品課 補給金企画班 池田

TEL : 03-3502-5988

○ 独立行政法人農畜産業振興機構

酪農乳業部生乳課 和田・鈴木

TEL : 03-3583-2706